

保護者の皆様へ

令和5年5月1日

魚津市教育委員会
教育長 山 瀬 敬

新型コロナウイルス感染症の出席停止措置の取扱いの変更等について

文部科学省及び富山県教育委員会の通知を踏まえ、5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の出席停止措置の取扱い等について下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【お子さんに感染が確認された場合】

- ◆出席停止期間の基準は、これまで「発症日の翌日から7日間経過し、かつ、症状軽快後1日経過するまで」となっていますが、今回の文部科学省からの通知により、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」と変更になりました。無症状の場合は、検査した日の翌日から5日を経過するまで出席停止となります。なお、今まで同様、出席停止の期間は、欠席扱いとはなりません。
- ◆出席停止後に登校する際は、医療機関の証明書等は不要ですが、学校のホームページにある「新型コロナウイルス感染症の治癒報告書」をダウンロードされるか、事前に学校に治癒報告書を取りに来ていただいて、必要事項を記入し登校当日にご提出願います。
- ◆出席停止が解除となっても、発症の翌日から10日を経過するまでは、マスクの着用をお願いします。

※5月8日（月）前に感染が確認された児童生徒についても、同日以降は出席停止期間の基準が適用されます。

【ご家族の感染が確認された場合】

- ◆「濃厚接触者」の特定は行いません。お子さんの感染が確認されなければ、出席停止の対象とはなりません。
- ◆可能であれば 部屋を分け、感染した家族等の世話はできるだけ限られた者で行うなどの配慮をお願いします。

【その他】

- ◆「基礎疾患がある」「同居家族に高齢者がいる」など、様々な事情により感染への不安を抱き、お子さんを休ませたいときは、学校にご相談ください。合理的な理由があると校長が判断した場合は、今まで通り欠席扱いとはなりません。
- ◆出席停止後等、マスク着用の有無による差別・偏見等が生じないよう適切に指導するとともに、十分に配慮します。

※ 学校に限らず、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた感染対策を求めらるることもあり得ることをご理解ください。